

東京都社会保険労務士会 会報

千代田・中央支部

発行所 〒103 東京都中央区日本橋室町1-14 中央労務協会内

東京都社会保険労務士会 千代田・中央支部 TEL 03 (241) 1558

発行人 小山 昇

法改正にともなう今後の姿勢

支部長 小 山 昇

社会保険労務士法の第2次大型改正は、去る6月2日法律第64号で公布されました。

今回の法改正について、その内容を熟慮しますと、この制度を充実発展させることの期待が、今後、私達社会保険労務士の義務的課題とされているように考えられます。そこで、その期待について要約し、簡単に述べることにします。

第1に、社会保険労務士制度の器は、先発士業に劣ることのない立派な制度として確立したわけです。したがって、この器を組織的に発展させるためには、一人ひとりの社会保険労務士が士として、その「権利義務を自覚」することが期待されています。

第2に、1にも、2にも資質の向上が個々の社会保険労務士に期待されています。これは職業理念を踏まえて、労務管理を主体とし、労務事務の共通部分を平準化統一化する方向で、業務を適正に処理すべき考えにたって、その具体的なやり方を研究することによる「資質向上の自主性」が強く望まれているものです。

第3に、資質の向上により、その能力を十分発揮し、「他の士業と業務内容の異なること」を社会的に認めさせる期待です。これ

は、社会に私達の業務を専門職として位置づけることが望まれているものです。

第4に、社会保険労務士会の「政治力の強化」が期待されています。これは本会の社会保険労務士制度推進連盟を十分理解し、強固な団結を図ることが支部においても強く望まれているものです。

第5に、前述の各項を踏まえ、個々の社会保険労務士が、日常、研鑽に励みその専門職を十分「社会にPRする主体性」を確立することが望まれています。

以上、これらの5つの期待を課題として、個々の社会保険労務士がそれに対応するよう、早期に取組み、実践することが期待を全うする姿勢でありましょう。

要するに、社会保険労務士は、資質の向上のためには、不断的努力をせねばならないと考えられます。

それには色々の手段があります。社労士として、専門的各分野で秀いでておられる方が多いと思いますが、その方々との交流が必要です。研修会、懇親会には是非出席して、相互に交流を深め共に研鑽していく姿勢でありたいと思います。

第 2 回 幹 事 会 の 概 略

日 時＝昭和56年 9 月 2 日 午後 1 時

場 所＝東京都石油業健保会館

出席者＝小山支部長以下22名

会 議 事 項

今後の支部活動について

1. 幹事会および行事

(1) 幹事会の日程について

今後のスケジュールについては、当初の予定通り12月2日、翌57年3月3日に行うことを確認。

(2) 行事について

① 社会保険庁年金保険部業務課見学

昭和56年10月7日

② 研修旅行

日程を11月4日から、11月3・4日に変更。

テーマ 未定

講 師 浦木副支部長

場 所 箱根湯本の予定

費 用 12,000円位

(合同委員会で正式に決定次第会員に通知)。

2. 会報の発行

(1) 会報第5号、9月下旬発行予定

(2) 会報第6号、昭和57年1月発行予定。

会員の投稿を求める旨確認。和歌、俳句、随筆なども歓迎します。

原稿送り先

〒102 千代田区飯田橋 2-16-9

東亜マッチ販売(株) 清水誠三郎宛

報 告 事 項

1. 算定相談コーナーの結果報告

報告者 長森副支部長

昭和56年度算定基礎届提出期に、社会保険事務所の算定業務に協力すると共に、あわせて社会保険労務士のPRを兼ねて、8月1日から8月15日まで、麴町、京橋、神田および日本橋の各社会保険事務所に、算定相談コーナーを設けました。

協力された社会保険労務士は、延人員で80人、協力日数は延84日でした。

2. 労働保険指導員の表彰について

(1) 中央労働基準監督署長感謝状

連続3年以上指導員の任命をうけた者、25名。

(2) 東京労働基準局長感謝状

連続10年以上指導員の任命をうけた者、8名。

3. 第13回東京都社会保険労務士会理事会

報告者 大槻副支部長

(1) 委員会の存廃、委員改選の件について。

(2) 昭和56年度支部業務費交付率について。

(3) 各種講習会および研修結果について。

(4) 昭和56年度第一部会、第二部会の事業計画等について。

以上について東京都社会保険労務士会々報15号を参照のこと。

4. 東京都社会保険労務士会第一部会、第二部会活動について。

報告者 新堀副支部長

(第一部会についてのみ報告)

(1) 第5回東京会第一部会、支部第一部会合同会議(5月21日)

① 社労士法の改正について。

② 専門委員会の設置について。

③ 算定打合せ。

(2) 専門委員会、支部長合同会議

① 社会保険労務士業務の進め方研修会の件について。

② 法定帳簿の作成の件について。

5. 須崎前支部長、山本事務局長両氏歓送会 会計報告

報告者 富田厚生委員会副委員長

当日出席者は42名。歓送会は両氏の労をねぎらい盛会であった。

千代田・中央支部上半期に於ける

支部活動のお知らせ

総務委員会

本年度上半期に実施されました諸会議と、関係事業の結果についてご報告いたします。

1. 諸会議の開催

- (1) 支部会議 $\frac{1}{8}$
 (2) 正副支部長会議 $\frac{1}{4}$, $\frac{1}{6}$, $\frac{1}{4}$, $\frac{1}{4}$, $\frac{1}{8}$
 $\frac{1}{2}$
 (3) 幹事会 $\frac{1}{4}$, $\frac{1}{2}$

2. 関係事業の実施結果

- (1) 労働保険指導員の活動について

労働保険指導員としての業務（主として年度更新申告書の受理相談コーナー）を、中央労基署及び飯田橋職安に於て次の通り実施しました。

中央労働基準監督署関係

月 日	労働保険指導員氏名			
5月11日(月)	川上 芳男	富田 秀子	新堀 英行	森 莞子
5月12日(火)	雨宮 功	笠原 章央	桑原 良治	永島 セツ
5月13日(水)	小口 隆明	込山 元喜	清水誠三郎	千賀 綾二
	真許 碩義			
5月14日(木)	浦和 憲二	柏木 高美	金綱 久夫	永瀬 進一
	長森 敏泰	目黒 健	山崎 雅也	
5月15日(金)	新井 功一	石原 健三	大槻 哲也	小山 昇
	才木 惇	相馬 誠一	富田 美徳	山下大九郎
6月3日(火)	岡崎 正義	小玉 岩男	飛沢 孝治	松井 省二
	森 才一			

以上33名

飯田橋公共職業安定所関係

月 日	労働保険指導員氏名	
5月14日(木)	新堀 英行	富田 秀子
5月15日(金)	永島 セツ	長森 敏泰

以上4名

- (2) 算定基礎届提出期における協力活動について。

算定基礎届の提出期間中各社会保険事務所に相談コーナーを設置し、次の通り協力実施しました。

社会保険事務所	協力者氏名	延日数	期 間
麹 町 (15名)	新井 功一・市村 豊 浦和 憲治・大石 孝 川上 芳男・北野 茂 桑野 良治・込山 元喜 才木 惇・清水誠三郎 関口 尚孝・富田 美徳 永島 セツ・長森 敏泰 山崎 一郎	20 日	8 / 3 / 8 / 14
神 田 (25名)	森 莞子・新堀 英行 長谷川 徹・田中 守三 目黒 健・恩田 和明 三枝 礼二・伊藤 誠治 笠原 章央・隅元 巖 雨宮 功・北島 康司 金綱 久夫・山根 松夫 柏木 高美・岡野 義弘 福田 博・秋葉 俊夫 相馬 誠一・小野 伝三 石原 健三・森萩 忠義 永瀬 進一・鴨志田真己 笠原 浩二	23 日	8 / 1 / 8 / 15
日 本 橋 (15名)	小山 昇・真許 碩義 石山 幸子・千賀 綾二 山崎 紀雄・飛沢 孝治 富田 秀子・松林 清雄 山下大九郎・長森 敏雄 込山 元喜・相馬 誠一 森萩 忠義・長谷川 徹 柏木 高美	16 日	8 / 3 / 8 / 12
京 橋 (25名)	佐々木伊一郎・柏原真仁 丸山 賢吾・川崎 ふみ 古川 寿人・大槻 哲也 森 才一・村上 浩之 石井 温隆・小玉 岩男 松井 省二・莊司美恵子 松林 清雄・富田 秀子 山下大九郎・金沢 律 小野 菊枝・渡辺 唯逸 河島 平助・大島美智子 広瀬 一郎・菱山 茂 大森 四郎・小口 隆明 飛沢 孝治	25 日	8 / 3 / 8 / 13
計	80名	84日	

3. その他

- (1) 労働保険指導員の感謝状授与について、
昭和47年に労働保険指導員制度が発足以
来10年以上連続して協力した者に、東京労

働基準局長による感謝状が、3年連続協力
者に、中央労働基準監督署長により感謝状
が交付されました。以下が授与者です。

局長感謝状

(8名)

石原 健三・小口 隆明・柏木 高美・小山 昇・相馬 誠一
永瀬 進一・長森 敏泰・真許 碩義

署長感謝状

(17名)

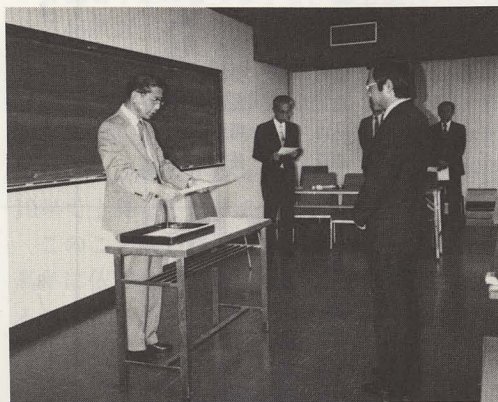
雨宮 功・新井 功一・大槻 哲也・金綱 久夫・笠原 章央
川上 芳男・桑原 良治・小玉 岩男・込山 元喜・清水誠三郎
飛沢 孝治・永島 セツ・新堀 英行・目黒 健・森 莞子
森 才一・山崎 雅也

以上、総務委員会より関係事項の実施結果
についてご報告いたしました。

会員の皆様には、今後の支部活動につきま
しても、より以上に積極的なご参加、ご協力

をお願い申し上げます。

尚、文章中、氏名につきましては、順不同
敬称は略させていただきました。



千代田・中央支部研修会の報告

研 修 委 員 会

1. 算定事務研修会

日時：昭和56年7月1日 午後2時～4時

場所：東京都石油業健保会館

講師：麴町社会保険事務所長久保田四郎氏

他担当官

受講者 108名

概 要

小山支部長の開会の挨拶で、会は始まり、久保田所長より最近の社会保険の情勢などについて、お話を承り非常に有意義でした。続いて本年度の「算定基礎届、月額変更届」の事務取扱いについて、資料の「手引き」にもとづき順次解説のうえ、ご指導をいただきま

した。本年度は特に健康保険の標準報酬月額の変更が、10月より上限改訂が予定されていることと、パートタイマーについての注意がなされました。その他届書作成についての要点など、くわしくご指導をいただき盛況裡に研修会は終了しました。

2. 東京都社会保険労務士会中央ブロック

(千代田・中央支部、台東支部) 研修会

日 時：昭和56年9月2日 午後2時～4時

場 所：東京都石油業健保会館

テーマ：高齢化社会をとりまく現状と問題点

講 師：(財)機械振興協会

調査役 松山美保子先生

「定年革命」外著書論文多数・

受講者：93名

講演の概要



I. 高齢化社会の定義と現況

高齢化社会について国連では、総人口に占める65歳以上の比率が7%以上の国を、「老年の国」。4～7%の国を、「壮年の国」。4%以下の国を、「青年の国」と定義しています。

この高齢化国家には日本をはじめ、先進工業国が属しており、反対に「青年の国」には、アジア南米アフリカのような発展途上国が、属しております。高齢化社会の出現の大きな

理由は、一つは先進工業国におきましては、医学の進歩による人間の寿命が延びてきたということ。2つ目は出生率の低下ということです。明治時代の親は平均して8～10人の子供を産み、大正時代は3～5人。今日は1.77人に減少しています。このままでは、21世紀の人口構造は逆ピラミッド型になり、ここに大きな社会問題があると指摘されているわけです。日本の場合昭和45年に総人口に占める65歳以上の人口は、7.1%となっており、すでに10年前に高齢化社会の仲間入りをしています。

Ⅱ. 高齢化社会のインパクト

この高齢化が企業にどのようなインパクトを与えているのでしょうか。

一番目は社会全体が高齢化すれば労働力も高齢化するという現象がおこること。二番目は高齢化が急ピッチで進展しますと、高齢扶養者の福祉負担が極めて短期間に急増するが、これを誰がどのような形で担負するかということです。

(イ) 労働力の高齢化

労働省予測によりますと、総労働人口に占める45歳以上の比率は、昭和47年27%、50年30%、55年34%、60年37%となっております。日本より20年早く高齢化社会に入ったアメリカと比較しますと、アメリカは27%から34%になるのに40年かかっており、日本の場合は10年で上昇しております。

このことは、将来日本の企業は労働力を中高年に依存せざるを得ないことを意味しているわけです。

(ロ) 急増する福祉負担

第2のインパクトは、急増する福祉の負担です。中でも一番大きな負担は、年金だと思っています。厚生省年金局が2、3年前に、今後30年の負担をシュミレーションしていますので紹介しますと、次表のようになります。

年	受給者数	年金支出額
昭和51年	280万人	1兆3,000億円
60年	600 "	7兆4,000 "
70年	1,300 "	29兆円
85年	2,700 "	144兆円

まさに「高福祉化は高負担である」と考えなければなりません。しかし日本の場合短期間にこの負担増に耐えることができるかというと、他の社会保険料の負担を考えますと、¹NO₂であります。そこで問題になってきたのが、65歳定年制であり年金支給開始年齢を65歳にすることです。

Ⅲ. 今後の中高年対策

今後の社会経済環境を展望すると、低成長で高齢化という我が国の場合、「65歳年金支給開始」というのは、そう遠い先のことではないと思います。中高年問題というのは、企業が生存するためにはいかにして中高年の能力を見直して活用するかということを考えねばなりません。

それでは企業が生存するためには、今後いかなる中高年対策をたてなければならないのでしょうか。

まず第1に、中高年の能力を見直して活用するという考えを前提にして、能力開発ということが企業にとって重要な問題であると思うわけです。つまり能力開発をおこなっておれば、定年が延びたところで企業にとって中高年問題はあはずはないというのが私の結論です。適材を適所に配置すれば、職業能力は個人差であり、年齢差には関係ないというアメリカハーバード大学のマックファーランドの研究から結果がでており、従来の暦の上の年齢ということを、抹消して機能年齢という新しい概念を提唱したのであります。

中高年者の職業能力は、今までの実証研究からみる限り、私達が予想している以上に低下していません。ごく一部の重労働を除いて60～65歳位までは、一般的に仕事はできそうだという結論がでてきているということです。ただブルーカラーと、ホワイトカラーを分けると、ブルーカラーは職務要件、特に身体的要

件が厳しい分野では、年をとるとデメリットがあるということが指摘できます。

これに対し、ホワイトカラーは業務低下があるということが指摘でき、その原因にモチベーションがあるということです。モチベーション問題は、私はすべて企業の組織と管理面にあるというつもりはありませんが、それも1つの原因であって、この他にもう1つ個人的な原因があると思います。

中年という年を感じた時、新しい経験をしなくなり、問題解決から回避するということとで業績が下っていくという悪循環を繰り返しているという個人的原因があるのではないかと思います。結論からいえば高齢化で賃金の面では確かに大変だと思いますが、それは労使で知恵を出しあえば何とかやれそうだと考えます。あとは能力の面についてモチベーションの問題をどうするかが心配ないのではないかと思います。

今後はモチベーションの問題ということが

企業にとって、大きな問題になると思うわけです。従いましてこの問題に管理者が目を光らせて研究しておれば、高齢化というものをうまく乗り切れて、21世紀にうまくランディングできるものと確信しております。

今後の課題として、定年の延長は間違いなくおとずれると思います。そうした場合高齢化社会は低成長と一緒にやってきたということで、雇用の範囲は一定ないしは、将来的に縮小するかもしれません。そうしますと若い人の雇用機会の喪失、いわゆる失業問題が起きてくる心配があります。そこで考えなければならぬのが、ワークシェアリングすなわち「仕事を分かちあう」ということです。その方法としては、労働時間の短縮、あるいは部分雇用、部分年金制度、そして長期有給休暇の導入による、雇用拡大が必要であります。今後日本にとってワークシェアリングということは重要な課題になるのではないかと思います。

千代田・中央支部懇親会

厚生委員会

日 時＝昭和56年9月2日 午後4時～6時

場 所＝東京都石油業健保会館

定刻富田厚生委員の司会により、千代田・中央支部の懇親会が開催されました。

出席者は会員36名。来賓として、麴町・神田・日本橋・京橋の社会保険事務所長、適用課長及び調査官、中央労働基準監督署署長、飯田橋公共職業安定所長、中央労政事務所長がご出席下さいました。

まず社会保険事務所長を代表して、神田社会保険事務所長より、今回の夏期算定事務の協力についてお礼がのべられ、今後ますますの協力をお願いしたい旨の挨拶がなされました。次に飯田橋安定所長からは、7月からの

オンライン化によって種々変化を生じましたので、社会保険労務士の全面的協力についての要請がありました。

又中央労政事務所長には今後の労働状況についてのお話があり、いずれも我々社会保険労務士が内外共に責任のある仕事だと言うことを痛感させられました。

その後パーティーに入りいろいろ意見交換などがあってなごやかなうちに、石原副会長の一本メで懇談会を終わりました。

(鴨志田記)

広報委員会として

広報委員会

新しいバイパスを使って脳を刺激すると、人生は65歳以上働くことが出来ると、何かの広告にのっていました。松山先生の研修を受けて、定年延長はどうしてもあるということ深く認識させられ、その方向付の記事をこの第5号にのせる事が出来ました。労務管理の重要性の一端を研修し得た喜びは、一入で、今後もこのような研修を計画し、実行していただきたい。

編集会議も、回を重ねて実行してきましたが、その度に何をメインに記事をのせていくか、紙面を片寄らせることなく、堅いばかりが能ぢゃない、やわらかな原稿を募集したらとの声も出ています。野球同好会の記事、ゴルフ、釣、囲碁、将棋等々の同好会を組織し、お互いのコミュニケーションを持つように計画、立案など、厚生委員会に実行方お願いし

たいと思います。

原稿集めのむづかしさは、いつも議題にのります。会員の皆様には広報委員が頼むと声をかけた時には、是非共お引受け下さるよう重ねてお願い申し上げます。

先日、東京国立近代美術館で、東山魁夷展が開かれていましたので、拝観する機会を得ました。「清澄な目で自然を見る」の心境で制作された数々、奈良唐招提寺の御影堂の障壁画、厨子絵「瑞光」の完成図等々、一つの線、点に至るまで精魂こめての作品には唯々感嘆あるのみでした。一つ一つの積重ね、努力によって万人に深い感動を与えずにはおかない作品の数々に接し、教えられる処が多かった数時間を過しました。何かの役に立たせたいと、絵はがきを時折り見えています。

編集後記

広報委員会は、8月26日第5号の編集委員会を開催し、支部長の法改正に対処する方針を1日も早く全会員に周知徹底し、資質の向上に邁進したい声で一パイでした。

来年4月施行される登録制への移行をはじめ、多くの取扱い変更を研鑽することが急務とされています。今後の研修会等には是非共、全会員の出席を祈って筆をおきます。